

## 1 申請概要

随時申請の方法は「電子申請」と「紙申請」の2通りあり、本案内では「電子申請」による申請方法について記載しております。「紙申請」については、静岡県ホームページ「建設業のひろば」の入札参加資格申請 建設工事<令和5・6年度随時申請>・紙申請を御確認ください。

なお、共同企業体（経常）、事業協同組合は紙申請のみとなりますので御了承ください。

また、経営事項審査の結果通知書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入欄について「無」があるが、事業所単位で加入している方、若しくは結果通知書の受領後に加入又は適用除外になった方（社会保険審査が必要な方）についても、紙申請のみとなりますので御注意ください。

## 2 申請の要件

申請に当たっては、下記の要件を満たしていることが必要となります。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 審査基準日（決算日）が申請しようとする日の前1年7か月以内である経営事項審査を受けていること。
- ③ 静岡県税（法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、徴収又は納税の特例猶予を受けている場合は、猶予されたものを除き未納がない場合は特例的に申請を認めます。詳細は7ページを御確認ください）。
- ④ 暴力団及び暴力団員等と関連がないこと。
- ⑤ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に事業所単位で加入している（適用除外は除く）こと。

## 電 子 申 請

### 1 電子申請の概要

\* 申請システムは、定期申請時と同様、ふじのくに電子申請サービスを利用します。

電子申請サービスは、時間内であればいつでも申請が可能です。なお、電子入札システムとは別システムですので、ICカードは必要ありません。ふじのくに電子申請サービスに関する情報及び申請方法のマニュアル等は、静岡県交通基盤部ホームページ内「建設業のひろば」に掲載します。

【静岡県公式ホームページのトップページから、「組織から探す」→「県庁の組織」→「交通基盤部」→「建設経済局」→「建設業のひろば」→「入札参加資格申請」→建設工事<令和5・6年度随時申請>・電子申請】

【 <https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kokyokoji/kensetsu/1003481/1028908.html> 】

### <電子申請の場合の留意点>

- ① 電子申請を行うふじのくに電子申請サービスのアドレスは以下のとおりです

<https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/>

- ② 初回のみ（過去にふじのくに電子申請サービスを利用したことがなく、利用者IDを保有していない場合）、トップメニュー上にある「利用者登録」より御自身（又は代理人）で利用者登録を行ってください。（静岡県より、ID・パスワードの通知文書が届くことはありません。）  
定期申請受付と同じ申請システムです。過去にID・パスワードを取得した場合は、それらを使用することができます。（建設工事、維持管理業務、建設関連業務いずれも同一IDで申請可能です。）
- ③ 行政書士等が代理で、申請行為を行う場合は、代理申請者自身が利用者IDを取得してください。
- ④ 県庁へ出向く必要はありませんが、申請書及び添付書類を、後日郵送していただく必要があります。

## 2 電子申請の流れ

### ①利用者情報登録

システムで使用する「ID・パスワード」の発行請求手続きです。  
インターネットでふじのくに電子申請サービスにアクセスしてください。

#### ID・パスワードを取得したことがない場合

⇒「利用者登録」→必要事項入力→「登録」

#### ID・パスワード取得済みの場合

⇒「利用者情報」で登録内容確認

○「登録内容に変更がある場合」→修正入力→「情報を変更する」  
→「③添付書類等の準備」へ

○「登録内容に変更がない場合」→修正不要  
→「③添付書類等の準備」へ

### ②ID・パスワードの発行

申請者宛て（ID取得時のメールアドレス宛て）にURLを記載したメールが送信されますので、そのURLにアクセスし、利用者登録を完了させてください。

### ③添付書類等の準備

⑦添付書類等の郵送に備えて、書類の準備をお願いします。

### ④電子申請

インターネットでシステムにアクセスし、トップメニューの「手続き申込」から、「建設工事」等のワードで検索をし、「令和5・6年度入札参加資格随時申請（建設工事）」を選び、申請内容を入力し、送信してください。

（電子申請入力期間）毎月10日まで

上記期間中であれば、土日夜間等でも申請入力できますが、問い合わせには対応しかねますので、平日の9:00～17:00の入力をご検討ください。

### ⑤申込完了通知メールの送付

電子申請入力後、「申込完了通知メール」が自動で送信されます。その後、職員が申請内容を簡易的に審査し、不備がなければ「受理通知メール」を電子メールでお知らせします。

### ⑥受理通知メールの送付

### ⑦添付書類等の郵送

次ページ以降に記載の必要書類を確認のうえ、建設業課宛てに提出書類を郵送してください（受理通知メール送付日の翌日から7日以内に必着）。

なお、システムより印刷する郵送書類は必ず、当課からの「受理通知メール」を受け取った後に印刷してください。

申請内容に対し、補正等の指示があった場合は速やかに対応してください。（電子申請を受理した後にも、郵送書類等の追加送付依頼等、別途対応を依頼することがありますので、御承知ください。）

### ⑧認定通知の到達

月末に認定通知を発送します（翌1日認定）。

### 3 申請画面入力項目及び郵送書類等

#### ①システム入力項目

入力項目	摘要
1 申請区分	システム画面に従って入力
2 本社	システム画面に従って入力
3 委任先営業所	システム画面に従って入力 ※県外業者で、かつ、静岡県との契約締結権限を営業所長等に委任する場合のみ内容入力。委任する工事業種は4の資格申請業種で入力。
4 代理人情報	システム画面に従って入力 ※行政書士等の者が代理申請する場合のみ内容入力
5 資格申請業種	システム画面に従って入力

#### ②郵送書類等（書類の送付については、静岡県より書類郵送の依頼メール（受理通知メール）でのお知らせ後に行ってください。）

※様式は、P5-4「提出書類の入手先」を参照

郵送書類	提出対象者	摘要
1 建設工事札参加資格審査申請書	全業者	受理通知メール受け取り後、システムから印刷し、申請日を記入
2 申込内容印刷：申込詳細	全業者	受理通知メール受け取り後、システムから印刷
3 営業所一覧表	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式5 ※「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要です。
4 工事経歴書	申請業種の経歴を有する場合のみ	様式6（1業種につき主なもの10件以内）
5 経営規模等評価（経審）の結果通知書の写し	全業者	審査基準日が申請しようとする日の前1年7か月以内であるもの。
6 年間委任状（原本）	県外業者で、かつ、静岡県との請負契約に関する権限等を営業所長等に委任する場合のみ	様式任意（参考様式あり） 「営業所」は、建設業法上の営業所とされていることが必要。 委任期間は必ず記入（通常は認定予定日から令和7年3月31日）まで。）
7 納税証明書 （写し可、申請日以前3ヶ月以内のもの）		
① 静岡県税納税証明書	県内に本店または営業所がある場合	県財務事務所で交付。個人の場合は個人事業税、法人の場合は法人県民税及び個人事業税について完納していることの証明書。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収の特例猶予を受けた場合は、7ページ記載の代替書類。
② 消費税及び地方消費税の納税証明書	全業者	所轄の税務署で交付。完納していることの証明書。（その3、その3の2又はその3の3）ただし、新型コロナウイルス感染症の影響による納税の特例猶予を受けた場合は、7ページ記載の代替書類。

8	ISO9000シリーズの認証取得を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	認証内容が建設工事に関わるものに限る。 令和4年12月31日が有効期間内のもの。
9	ISO14001の認定取得を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和4年12月31日が有効期間内のもの。
10	エコアクション21の登録を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和4年12月31日が有効期間内のもの。
11	建設業労働災害防止協会の加入を証する書類（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和4年12月31日時点で加入していることを証する書類（加入証明書又は令和4年度以後に会費の納入を証する書類等。必ずどちらかを提出）
12	静岡県優秀施工者表彰の表彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に当該表彰を受賞し、かつ <u>令和4年12月31日時点で在籍している者のもの</u> 。 静岡県部長・参事・所長等の表彰ではなく、知事名の表彰状であること。
13	建設マスター（優秀施工者国土交通大臣（建設大臣）顕彰）の顕彰状（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	過去（平成4年度の表彰制度創設以来）に当該顕彰を受賞し、かつ <u>令和4年12月31日時点で在籍している者のもの</u> 。
14	技能マイスターの認定証（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	<u>令和4年12月31日時点で在籍している者のもの</u> 。
15	1級有資格者確認票	土木一式、建築一式のいずれか又は双方を申請する場合のみ	・様式7 申請日時点で在籍する土木関係、建築関係の1級有資格者を記載。（土木－5人まで、建築－2人まで） ※記載した者の資格取得を証する書類の写しを添付すること（資格合格認定書または経営規模等評価（経審）申請書中、別紙二（技術職員名簿）で確認できる場合はその写しを添付すれば可。
16	監理技術者資格者証（写し）及び監理技術者講習修了を証するもの（写し）  ※監理技術者資格者証の裏面が修了証となる場合あり。	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和4年12月31日時点で在籍する監理技術者1名につき、資格者証と講習修了証明を一組として添付すること。 ・10名以上所属する場合、10名分まで提出。（11名以上は加点対象外） ・資格者証明・講習修了証明は令和4年12月31日が有効期間内であるもので申請者に所属することが確認できること。
17	企業再編に伴う建設工事施工実績引継ぎ報告書	静岡県建設工事入札参加資格者から合併、営業譲渡等により建設工事業に係る事業を継承した場合のみ	様式1-5 ※記載対象工事がない場合は提出不要。

18 消防団協力事業所表示制度認定証明書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	令和4年12月31日時点で認定を受けているもの（市町にて交付）。
19 建設機械の保有及びリースを証する書類（写し）  ※リースの場合は、リース期間が1年7ヶ月を超え、令和2年12月31日を契約期間に含む場合のみ	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、静岡県交通基盤部各機関と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している場合のみ	・令和4年12月31日時点で保有する建設機械1台につき、売買契約書等の写し及び特定自主検査記録表（定期検査の有効期限が切れていないこと。）等の写しを一組として添付すること。 ※提出書類は経営事項審査における建設機械の所有及びリース台数の提示書類に準ずるものとする。（経営事項審査申請要領等参照） ・最大で10台分まで。（※対象機械：ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型自動車（大型ダンプ車）及び移動式クレーン）
20 不当要求防止責任者講習を受講したことを証する書類（不当要求防止責任者講習受講修了書等）（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和2年1月1日から令和4年12月31日の間に講習を受講していること。 ・入札参加資格の申請者と講習受講者の所属事業所が同一であること。
21 建設キャリアアップシステムの事業者登録を証する書類	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・以下の①～③のいずれかの書類を提出 ①事業者ログイン画面の写し ②事業者登録完了のお知らせ（ハガキ） ③事業者登録の完了メールの写し
22 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入を証する書類（写し）	経営事項審査結果通知書において、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」及び「雇用保険加入の有無」欄について「無」がある場合のみ	下記別表を参照 審査基準日後に加入した場合
23 適用除外に関する誓約書（写し）		様式9 審査基準日後に適用除外となった場合
24 若手技術者配置確認通知書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和3年1月1日から令和4年12月31日までに静岡県が発注した工事が対象（詳細は若手技術者育成入札実施要領参照）
25 小規模修繕委託の契約書（写し）	土木一式、建築一式、電気、管のいずれか又はすべてを申請する場合で、該当する者のみ	・令和3年1月1日から令和4年12月31日の間に静岡県発注の小規模修繕委託業務を完遂していること
26 誓約書（原本）	全業者	様式8
27 法人番号確認書類（写し）	法人のみ	法人番号指定通知書、国税庁法人番号公表サイトの画面印刷など申請者の法人番号が確認できる書類。

※「県内業者」… 主たる営業所（本社）が静岡県内に所在する者

「県外業者」… 主たる営業所（本社）が静岡県外に所在する者

※ 建設業労働災害防止協会静岡県支部団体会員に属する業者については、同支部個別会員に準じて取扱いをする。

<別表 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入を証する書類>

	提出書類	摘要
(1)「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄について「無」である場合	下記のいずれかの書類 ・直近1か月分の健康保険及び厚生年金保険の領収書（写し） ・社会保険料納入証明書（写し） ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（写し）	建設国保加入者は厚生年金保険の領収書（写し）を提出すること。
(2)「雇用保険加入の有無」欄について「無」である場合	労働保険概算・確定保険料申告書（控）（写し）及び直近の雇用保険料の領収書（写し）	労働保険事務組合の加入者は期別納付額が記された納入通知書（写し）を提出すること。

#### 4 提出書類の入手先

工事経歴書等の申請様式は、静岡県ホームページ内の「申請書類等ダウンロードサービス」からダウンロードできます（紙申請と同じ様式です）。ダウンロード内の「交通基盤部」をクリックしてください。

「建設経済局建設業課」欄に申請書類等が掲載してあります。

<http://www2.pref.shizuoka.jp/all/sinsei.nsf/06?openview&count=10000>

#### 5 書類の郵送先の御案内

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設経済局建設業課 宛て

※郵送封筒表面に朱書きで「入札参加資格申請提出書類 在中」と記載してください。

※土木施設維持管理業務の資格申請をあわせて行う方は、同封して送付してください。

※申請内容(添付書類も含む)に虚偽があった場合は、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項に基づく、入札参加資格停止措置をとる場合があるので注意してください。

〈 お問い合わせ先 〉

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

静岡県交通基盤部建設業課

TEL 054-221-3059

FAX 054-221-3562

E-mail:kensetsusanka@pref.shizuoka.lg.jp

## 建設工事等入札参加資格申請における 新型コロナウイルス感染症に伴う納税証明書の取扱いについて

建設工事、建設関連業務及び土木維持管理業務の入札参加資格申請の納税証明書について、新型コロナウイルス感染症に伴う徴収・納税猶予の特例措置を受けた場合、下記のとおり取扱います。

原則、「静岡県税(法人にあっては法人事業税及び法人県民税、個人にあっては個人事業税に限る。)並びに消費税及び地方消費税を完納していること」を申請の要件としており、未納がないことを証する納税証明書(静岡県税にあっては、「未納はありません」と記載されているもの、消費税及び地方消費税にあっては、完納していることの証明書[その3、その3の2、その3の3のうちいずれかの様式])の提出を求めています。新型コロナウイルス感染症による影響を理由として、徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は、以下の代替書類を提出してください。

### ①静岡県税納税証明書(県内に本店または営業所がある場合)

県財務事務所で交付される**地方税法附則第59条(新型コロナウイルス感染症による特例猶予)に基づく徴収猶予**を受けていることが確認できる納税証明書を提出してください。

また、中間申告分に係る徴収猶予で、地方税法第15条(通常の徴収猶予)と地方税法附則第59条に基づく徴収猶予が併存する場合は、**地方税法第15条及び附則第59条に基づく「徴収猶予の許可通知書」**の写しを納税証明書と併せて提出してください。

### ②消費税及び地方消費税の納税証明書

所管の税務署で交付される**「納税証明書その1(写し可)」**を提出してください。(「納税の猶予許可通知書」は提出不要です。)

申請をお考えの皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしく申し上げます。

入札参加資格申請に関する問合せ先:静岡県庁建設業課

電話 054-221-3059